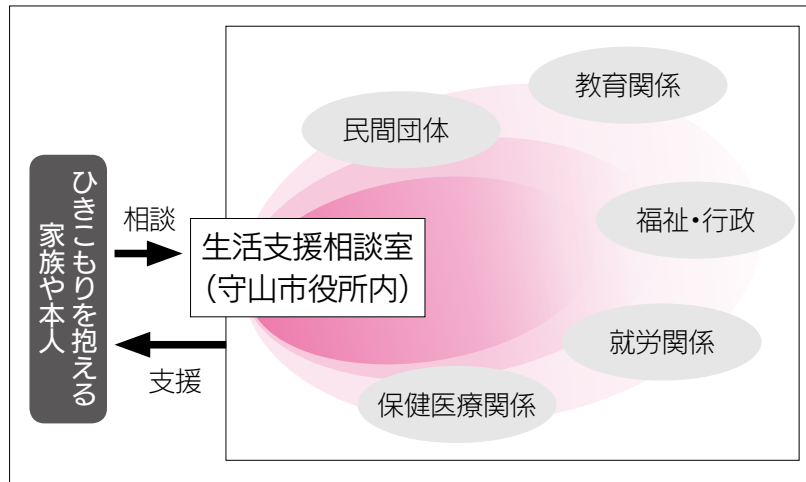


ひきこもりで悩んでいませんか 生活支援相談室へ相談を

生活支援相談室では、自立支援相談に加え、ひきこもり状態の人やそのご家族を対象としたひきこもりに関する相談も受けています。

ひきこもり支援担当職員が、一人ひとりの悩みや状態をしっかりとお聞きする中で、社会参加のきっかけとなる居場所の紹介、就労に関する相談、就労体験ができる機関や発達障害の相談に応じる市発達支援センターなどの専門的な支援を行う機関への紹介などを通じて、早期自立をサポートします。気軽にご相談ください。



ひきこもり支援に取り組む活動団体などを紹介したガイドブック「ここから」を各地区会館などで配布中。※市ホームページからもダウンロードできます。



ホームページ

問生活支援相談室 ☎(582)1161 📠(582)1138 ✉fukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp

消費生活センター情報② ※窓口寄せられた相談事例をもとに、安心・安全な消費生活のアドバイスを提供します。



くらしのたより

問守山市消費生活センター
(市民協働課内)
☎(582)1148 📠(583)3911

今回のポイント

身に覚えがない「訴訟になる」と書かれたはがきが届いたら無視しよう

Q 「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと書かれたはがきが届きました。これは何でしょうか？

A これは「架空請求」はがきです。
慌てて連絡をすると、裁判を取り下げるためにお金が必要と言われ、コンビニでプリペイドカードを購入してカード記載番号を伝えるなどの方法でお金を支払うよう言われます。一度応じると「延滞料」や「追加費用」などと名目を変えて次々に請求されてしまいます。また、「架空請求」は、はがきだけでなく、携帯電話のメールにも届くことがあります。昨年度、守山市消費生活センターにはこのような相談が約180件も寄せられました。突然届いても慌てることなく、無視するように常に心掛けましょう。

